

## 【静岡県宅建協会宛に提出する書類一覧】 変更・廃業時(法人用)

令和6年2月

- ◆  は、静岡宅建の書式で、静岡宅建に提出する書類です。
  - ◆  は、静岡県庁の書式で、県土木へ提出した書類の中から、写しを宅建協会へも提出する書類です。

- ◆  は、静岡県庁の書式で、静岡宅建に提出する書類です(静岡宅建から県土木へ提出します)。
  - ◆  は、静岡県庁の書式で、県土木・静岡宅建とも写しを提出する書類です。

宅地建物取引士証関係（※宅地建物取引士本人が手続きをする書類です）

その他	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(様式七号)	△					☆	☆	☆				☆	☆	☆	△	△	△	○	○	○	△	△	○	○	☆	☆	△	△	☆	「△」宅地建物取引士証の交付をしている場合は提出、無ければ×。 「☆」入退社や他部署異動の場合は提出。専任への就退任や本支店間の異動等、勤務先名称に変更がなければ×。 ※事前に静岡県庁へ提出する必要があります。申請の流れは下記①と②のリンク先を順番にご確認ください。 ① 各種変更・登録移転・消除 <a href="https://www.shizuoka-takken.or.jp/realestatenotary/?link=3#link">https://www.shizuoka-takken.or.jp/realestatenotary/?link=3#link</a> ② 新規・書換・再交付 <a href="https://www.shizuoka-takken.or.jp/realestatenotary/?link=2#link">https://www.shizuoka-takken.or.jp/realestatenotary/?link=2#link</a>
	取引士証書き換え交付申請書(様式七号の四) (添付書類) 宅地建物取引士証 カラー証明写真(縦3cm×横2.4cm)															△	△	△	○	○	○	△	△	○	○		△		△	「△」宅地建物取引士証の交付をしている場合は提出、無ければ×。	